

令和8年度 不登校等対策支援事業 校内教育支援員募集要項

四條畷市教育委員会

四條畷内の市立小学校・中学校に関わる校内教育支援員を募集します。
登録者の中から会計年度任用職員（パートタイム）として採用します。

1 募集対象者

次のいずれか一つに該当する人は、応募できません。

- (1) 拘禁刑（禁錮刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 四條畷市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法執行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 子どもと関わる仕事の経験のある者
- (2) 校内教育支援員として職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

3 勤務場所

四條畷市内の小中学校

4 職務内容

- (1) 不登校等の児童生徒への学習等の支援
- (2) 教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家、フリールームなわて等関係諸機関との連携
- (3) 家庭訪問やケース会議の参加
- (4) 保護者対応（保護者相談や関係性の構築など）
- (5) その他学校長が必要とする職務

5 勤務条件

(1) 任用期間：令和8年4月1日以降から令和9年3月31日

(2) 報酬及び交通費の支給

報酬額：1日6時間勤務で、時給1,656円

交通費：通勤距離により支給（公共交通機関を利用の場合、全額支給）

勤勉手当：あり

期末手当：あり

※期末・勤勉手当の基本的な支給要件

次の（ア）及び（イ）のいずれも満たす場合には、期末・勤勉手当の支給対象となります。

（ア）基準日（6月1日、12月1日）に在職していること。

※基準日前1か月以内に退職した場合も、支給対象となります。

（イ）1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上あり、かつ、一会計年度における任期の合計が6か月以上あること。

※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。

①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者

②任用期間において、月ごとに平均した週当たりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者

（3）月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の15日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の金融機関営業日）に支給。

（4）勤務回数：203日

(5) 休　　日　：　日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始のほか、学校管理規則に定める休業日

6 応募の手続き

(1) 提出書類

履歴書

(2) 選考方法

個人面接

(3) 選考基準（主な評価の観点）

- ・四條畷市の中学生を大切にできる。
- ・不登校等児童生徒について理解し、個々の状況に寄り添った支援を行うことができる。
- ・教職員、スクールカウンセラー等専門家と連携し、学校の課題の状況に応じて、柔軟に教育活動を開拓できる。
- ・幅広い識見を持ち主体的に活動を行うことができる。
- ・教職員と良好なコミュニケーションを図り、学校組織を意識した援助を行うことができる。

7 選考結果の通知

選考実施後合否連絡。

8 身分等

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(2) 職名は、四條畷市校内教育支援員とする。

9 注意事項

(1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、採用候補者名簿に登載後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登載を取り消すことがあります。

(2) 採用選考にあたっては、あらかじめ「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第15条第1項のデータベースを活用します。

(3) 提出書類等は、返却いたしません。

《問合せ先》

四條畷市教育委員会 教育支援センター

TEL 072-877-2121